

広島大学歯学部同窓会奨励賞に関する規定

(目的)

第1条 広島大学大学院医師薬学総合研究科ならびに広島大学病院において行われている研究を奨励し、また成績優秀な学生を顕彰することにより、歯学の進歩向上に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 次の者に奨励賞を授与する。教授は対象者に含まないものとする。

- (1) 基礎系論文著者（大学院生を含む） 1～2名
- (2) 臨床系論文著者（大学院生を含む） 1～2名
- (3) 広島大学歯学部卒業生（6年生）3名程度、口腔保健学科卒業生（4年生）2名程度

2. 同窓生以外であってもいいが、同窓生にあつては資格停止会員であつてはならない。

(選考)

第3条 広島大学大学院教授2名並びに広島大学歯学部同窓会役員1名から構成される選考委員会で選考し、広島大学歯学部同窓会理事会において決定する。

2. 選考委員の任期は4月1日から5月31日までの2ヶ月間とする。

(奨励ならびに顕彰)

第4条 年1回広島大学歯学部同窓会会長名によりこれを行う。

2. 原則として、同一研究者は受賞できないものとする。ただし、研究テーマが異なれば再受賞することをさまたげない。

3. 研究者への奨励賞は、広島大学歯学部同窓会代議員会において授与する。

4. 卒業生に対する顕彰は卒業時に行う。

(同窓会報への寄稿)

第3条 奨励賞を授与された者は、広島大学歯学部同窓会会報に研究の概要等を寄稿するものとする。

(運営経費)

第4条 奨励賞の運営経費は、広島大学歯学部同窓会からの拠出金ならびに寄付金をもって、これにあてる。

(会計年度)

第7条 会計年度は、6月1日より翌年5月31日までとする。

付 則

1. この規定は、1997年11月1日より施行する。

1999年7月1日改正、1999年7月1日より施行する。

2001年9月17日改正、2001年9月18日より施行する。

2009年2月26日改正、2009年2月26日より施行する。